

平 28 . 10 . 31
会 1 - 1

説 明 資 料

〔国稅犯則調査手続について〕

平成 28 年 10 月 31 日(月)

財 務 省

国 税 に 関 す る 主 な 犯 則

ほ脱・不正受還付

偽りその他不正の行為により、
税を免れ、又はその還付を受けた行為

所得税、法人税、消費税等

懲役 10年以下
罰金 1,000万円以下

酒税、揮発油税 等
※酒類の無免許製造犯を含む

懲役 10年以下
罰金 100万円以下

無申告ほ脱

法定申告期限までに申告書を提出し
ないことにより税を免れた行為

所得税、法人税、消費税等

懲役 5年以下
罰金 500万円以下

酒税、揮発油税 等

懲役 5年以下
罰金 50万円以下

源泉所得税不納付

源泉徴収義務者が徴収して納付すべ
き所得税を納付しなかった行為

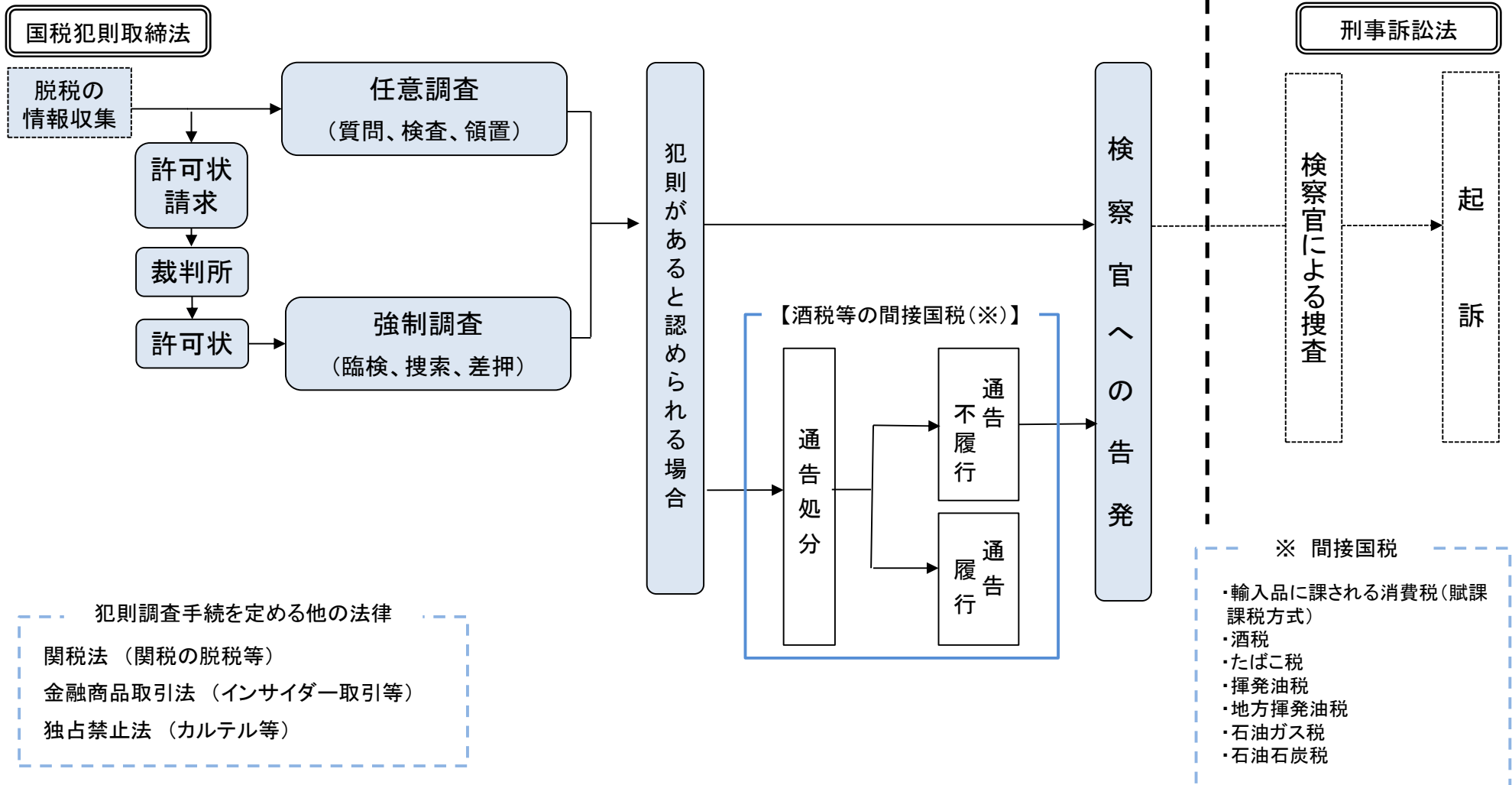
源泉所得税

懲役 10年以下
罰金 200万円以下

※このほか、犯則行為として、申告書不提出、調書不提出・虚偽記載、虚偽帳簿書類提示 等の秩序犯がある。

国 税 犯 則 調 査 手 続 の 概 要

国税犯則調査は、国税の公平確実な賦課徴収という行政目的を実現するため、国税についての犯則(脱税等)が疑われる場合に、国税職員が実施する調査。担当の国税職員は、通常の税務調査とは異なる権限に基づき証拠を発見・収集し、刑事責任を追及すべき案件と判断した場合には検察官へ告発を行う。国税局査察部が所得税や法人税の脱税等に対して行う査察調査がその代表例。



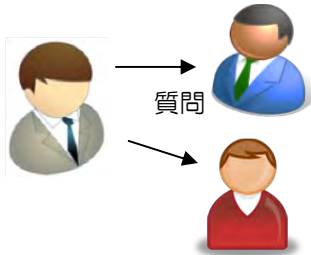
任意調査と強制調査の手続

任意調査

強制調査

【質問】

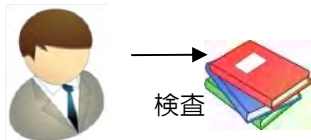
《具体例》



質問

- 犯則嫌疑者に対し、犯意、動機、不正手段などについて質問
- 取引先（参考人）に対し、犯則嫌疑者との取引状況について質問 等

【検査】



検査

- 犯則嫌疑者の承諾を得て所持する帳簿等を閲覧し、その内容を認識 等

【領置】

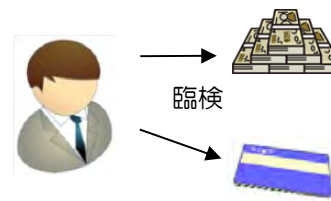


領置

- 犯則嫌疑者が所持する帳簿等の任意提出を求めて占有を取得
- 取引先（参考人）が所持する帳簿等の任意提出を求めて占有を取得 等

【臨検】

《具体例》



臨検

- 犯則嫌疑者の居宅・事務所に存在する現金に基づき、金種・金額を確認
- 犯則嫌疑者の居宅・事務所に存在する預金通帳に基づき、預金残高を確認 等

【搜索】



搜索

- 犯則嫌疑者の居宅・事務所を搜索 等

【差押】



差押

- 犯則事件の証拠に該当すると思料される帳簿等の占有を強制的に取得 等

査察調査の状況

■ 査察調査の着手・告発件数等（平成27年度）

	着手件数	処理件数	告発件数	告発率	脱税総額 (告発分)	1件当たり脱税額 (告発分)
全国	189	181	115	63.5%	11,204 百万円	97 百万円
うち東京国税局	71	68	43	63.2%	4,151 百万円	97 百万円

（注）着手件数とは、強制調査に着手した件数。

処理件数とは、検察官への告発の可否を最終的に判断した件数。

■ 東京国税局査察部における記録媒体の差押点数等（平成27年度）

電磁的記録の記録媒体の差押点数

合 計	4, 2 9 8 点
（内訳）	
※主なもの	
U S B	9 4 9 点
C D	7 1 3 点
パソコン・H D	6 7 6 点
携帯電話	4 9 4 点

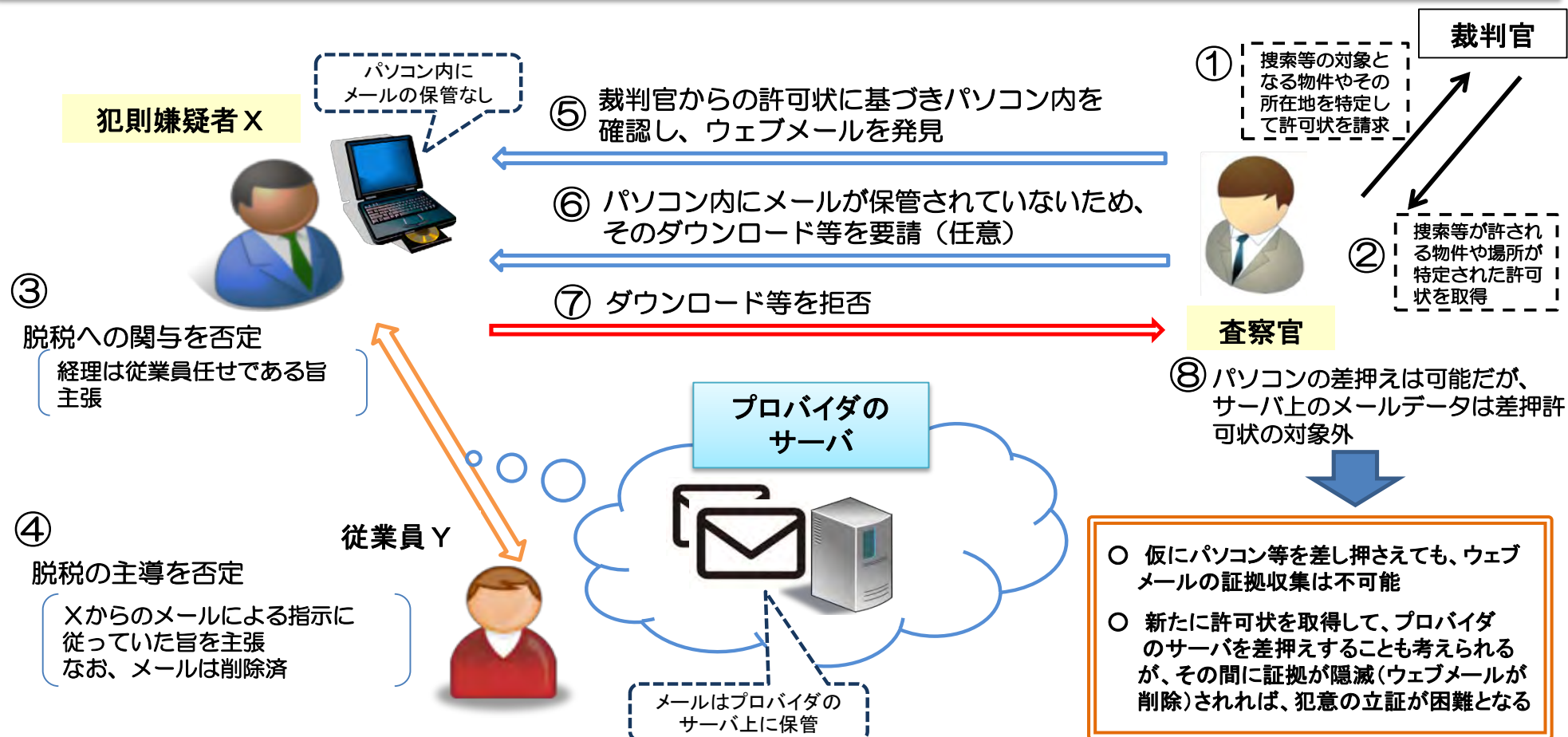
解析を行ったパソコン・H Dの点数・容量

点 数	:	4 2 8 点
容 量	:	1 8 1 T B

犯則調査において電磁的記録に関する証拠収集に問題が生じる事例（１）

犯則嫌疑者による脱税の指示を示す電子メールがプロバイダ等のサーバに保管されている事例

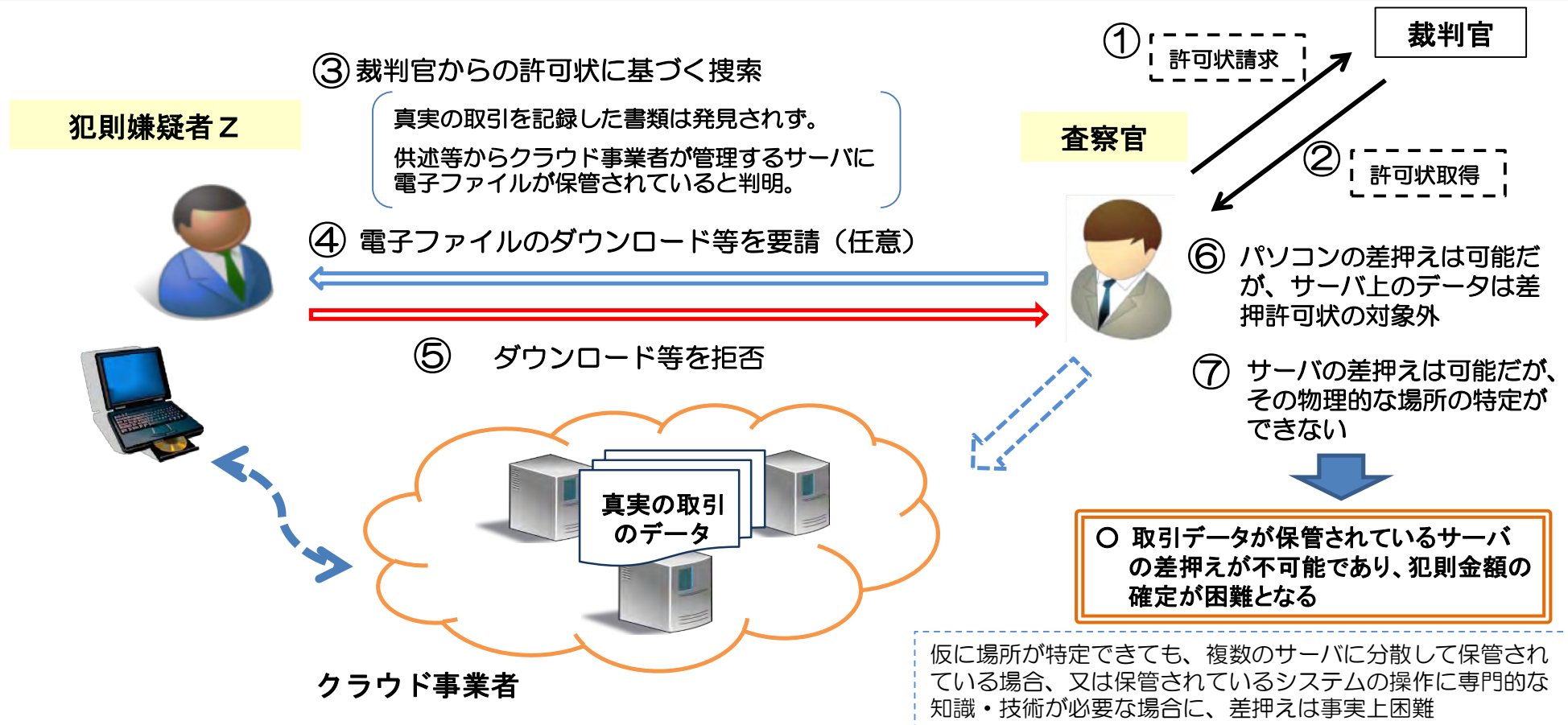
- 犯則嫌疑者Xは脱税の指示をウェブメールにより従業員Yに指示。
- しかし犯則嫌疑者X・従業員Yともに脱税への関与を否定。
- ウェブメールは犯則嫌疑者Xの所持するパソコンではなく、プロバイダのサーバに保管されている。
- 犯則嫌疑者Xの犯意を立証するには、ウェブメールの証拠化が必要。



犯則調査において電磁的記録に関する証拠収集に問題が生じる事例（２）

脱税の証拠となる電子ファイルがクラウド上に保管されている事例

- 犯則嫌疑者Zは、真実の取引を記録した書類をすべて破棄。
- その一方で、その電子ファイルをクラウド事業者が提供するサーバ上に保存。
- Zが利用するクラウド事業者は特定できたものの、Zは電子ファイルのダウンロード等を拒否。
- 脱税金額を確定するためには、その電子ファイルの証拠化が必要。

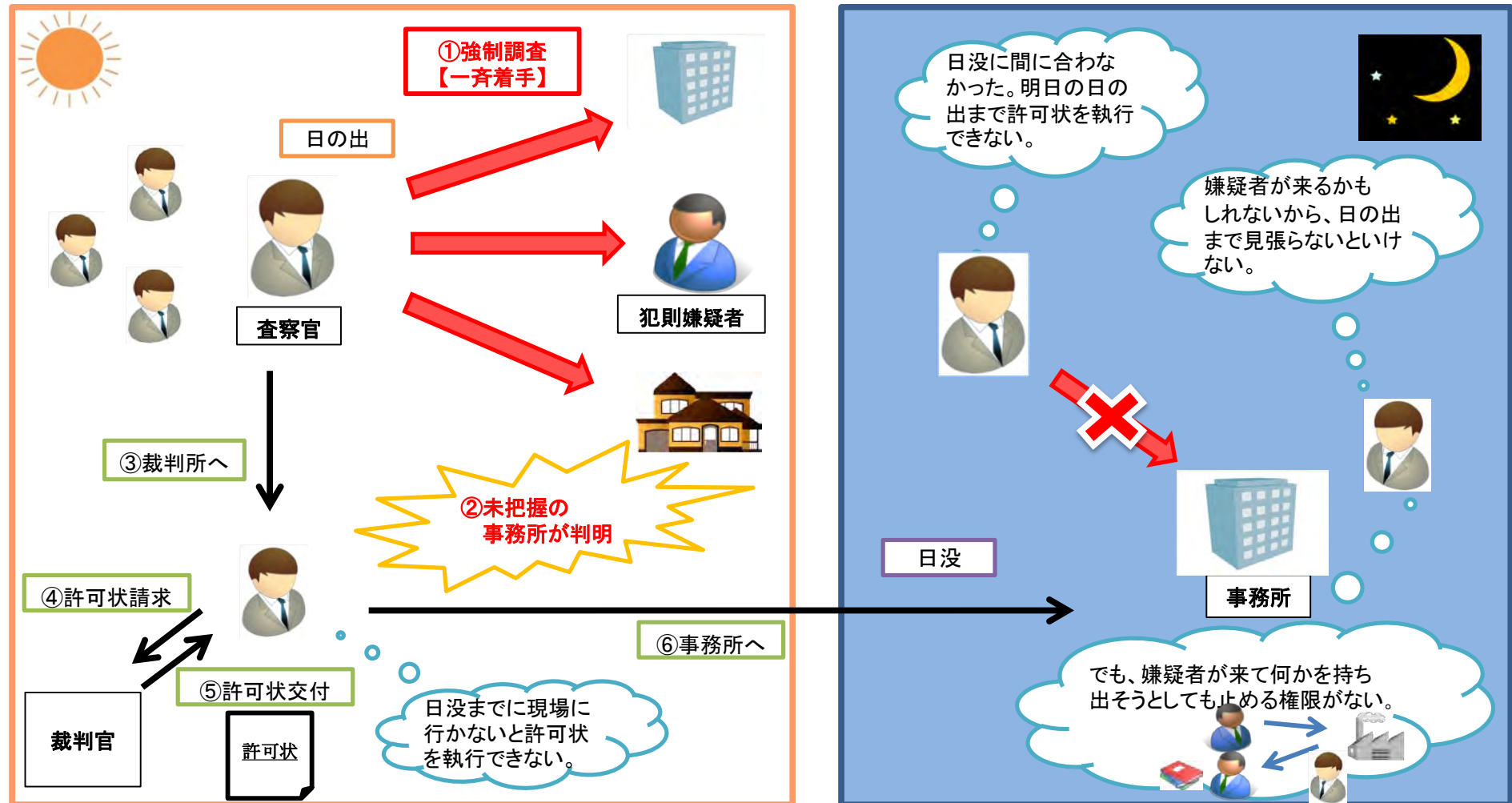


平成23年改正で刑事訴訟法に導入された電磁的記録の証拠収集に係る措置

	事 項	刑事訴訟法の措置の概要
1	電磁的記録に係る記録媒体の差押えの執行方法	差し押さえるべき物件が記録媒体（パソコンやサーバ等）であるときは、その差押えに代えて、当該記録媒体に記録された電磁的記録を、他の記録媒体（CD-R等）に複写、印刷又は移転の上、当該他の記録媒体を差し押さえることができる。（刑訴法110条の2、同222条①）
2	接続サーバ保管の自己作成データ等の差押え	差し押さえるべき物件が電子計算機（パソコン等）であるときは、当該電子計算機に電子通信回線で接続している記録媒体であって、当該電子計算機で作成された電磁的記録等を保管しているもの（外部サーバ等）から、電磁的記録を当該電子計算機等に複写した上で、当該電子計算機等を差し押さえることができる。（刑訴法99条②、同218条②）
3	記録命令付差押え	電磁的記録の保管者等に命じて、電磁的記録を記録媒体に記録又は印刷させた上、当該記録媒体を差し押さえることができる。（刑訴法99条の2、同218条①）
4	差押え等を受ける者への協力要請	差し押さえるべき物件が電磁的記録に係る記録媒体（パソコンやサーバ等）であるときは、差押え等を受ける者に対し、電子計算機の操作その他の必要な協力を求めることができる。（刑訴法111条の2、同142条、同222条①）
5	通信履歴の電磁的記録の保全要請	差押え・記録命令付差押えをするため必要があるときは、プロバイダ等に対し、通信履歴の電磁的記録について、30日（特に必要があって延長する場合は通じて60日）を超えない期間を定めて消去しないよう書面で要請できる。この場合において必要があるときは、みだりにこれらに関する事項を漏らさないよう要請できる。（刑訴法197条③～⑤）

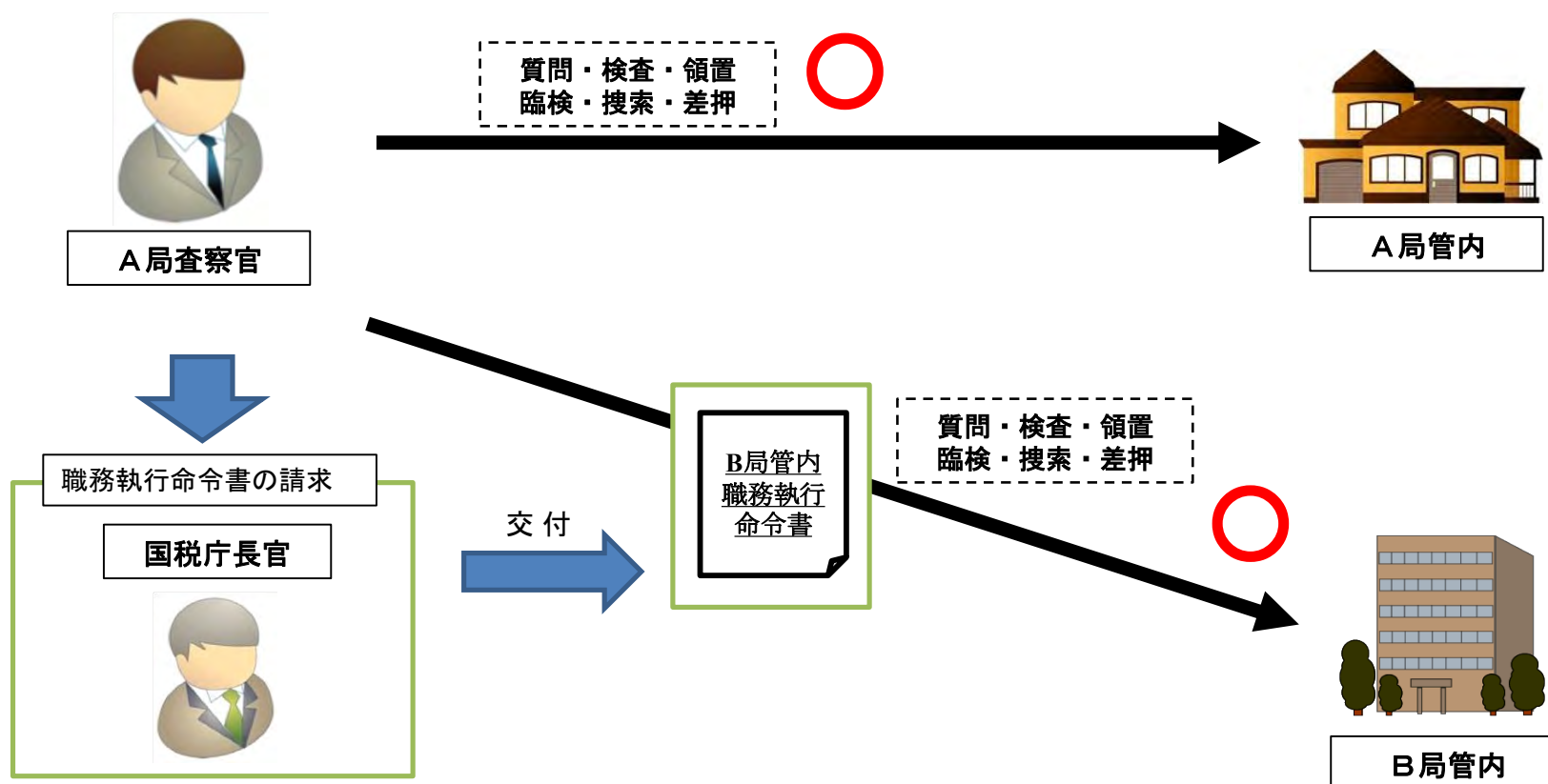
強制調査の夜間執行

- 現行法では、日没から日の出までの間は強制調査の手続を開始することができない。
- したがって、強制調査に着手した際に未把握の事務所などを把握した場合、当日中に捜索を実施するため新たに許可状の交付を受けるも、執行が日没に間に合わず、翌日の日の出まで待機せざるを得ないケースがある。



管轄区域外における職務執行

- 現行法の下、緊急を要する場合に、管轄区域外において調査を行うためには、事前に国税庁長官等から管轄区域外職務執行命令を受ける必要がある。
- 近年の経済取引の広域化等に伴い、複数の国税局の管轄区域にまたがる調査を必要とする広域的な事案が増加。
- 事前に職務執行命令を受けることは、機動性に欠け、適時・的確な証拠収集のための負担となっている。

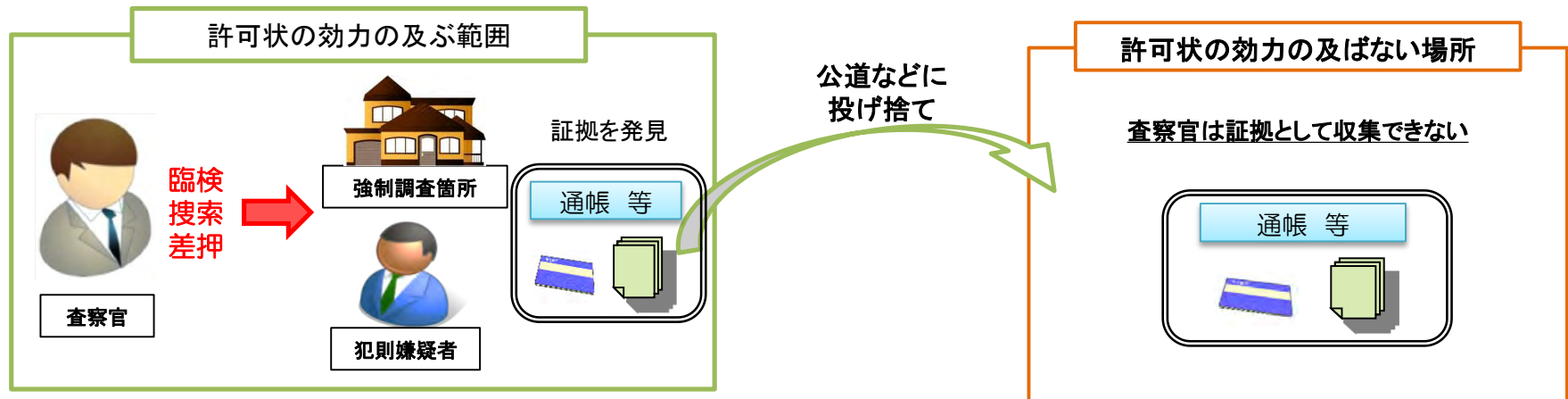


遺留物についての検査・領置

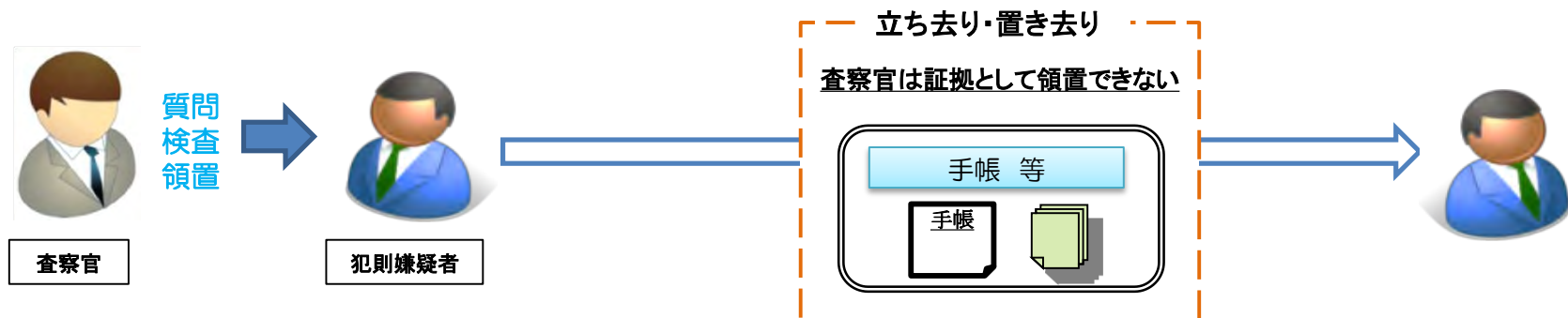
- 現行法では、犯則嫌疑者等が置き去った物件を検査・領置することができない。
- 例えば、①犯則嫌疑者等が捜索中に許可状の効力の及ばない公道などの場所に物件を投げ捨てた場合や、②国税局内で任意で調査を行っている最中に物件を置いたまま立ち去った場合、適時・的確な証拠収集が困難となる。

【現状】

- ① 犯則嫌疑者等が許可状の効力の及ばない場所に物件を投げ捨てた場合



- ② 犯則嫌疑者等が手続完了前に立ち去った場合



関税法には規定されているが、国税犯則取締法では規定を欠いている事項

(1) 国税犯則調査において対応できていない事項

	事 項	関税法の措置の概要	国税犯則取締法の現状
1	遺留物の検査・領置	検査・領置の対象に、犯則嫌疑者が（所持等する物件のほか、）「置き去った物件」も含まれている。（関税法119条①）	検査・領置の対象に、犯則嫌疑者が「置き去った物件」は含まれていない。（国犯法1条①）
2	郵便物等の差押え	許可状の交付を受けて、通信事務取扱者が保管等をする郵便物等について差し押さえることができる。（関税法122条）	（同様の規定なし）
3	強制調査の夜間執行	許可状に夜間でも執行することができる旨の記載がある場合、夜間においても強制調査を開始することが可能。（関税法124条）	強制調査の夜間執行は認められていない。（国犯法8条）
4	領置・差押物件を還付できない場合の措置	領置・差押物件の所有者の所在不明等の事由により、当該物件を還付できない場合には、その旨を公告し、当該公告の日から6月を経過しても還付請求がないとき、当該物件は国庫に帰属する。（関税法134条②③）	（同様の規定なし）
5	管轄区域外における職務執行	犯則事件を調査するため必要があると認めるときは、所属する税関の管轄区域外で職務執行できる。（関税法135条）	既に着手した犯則事件に関して管轄区域外で調査を行う場合等を除き、職務執行は管轄区域内に限られる。（国犯法12条①）

関税法には規定されているが、国税犯則取締法では規定を欠いている事項

(2) 国税犯則調査において運用上対応している事項

	事 項	関税法の措置の概要	国税犯則取締法の現状
6	許可状請求の手續	許可状を請求する場合には、犯則事件が存在すると認められる資料を提供しなければならない。（関税法121条③）	許可状を請求する場合には、その理由を明示することとされている。（国犯法2条③）
7	許可状の提示	処分を受ける者に許可状を提示しなければならない。（関税法125条）	（同様の規定なし）
8	身分証明書の提示	犯則事件の調査に当たり、身分を示す証票を携帯し、関係者の請求に応じて提示しなければならない。（関税法126条）	犯則事件の調査に当たり、身分を示す証票を携帯（提示は規定なし）することとされている。（国犯法4条）
9	臨検・搜索・差押の立会い	臨検、搜索、差押えに当たり、所有者等を立ち合わせなければならない。（関税法129条①） 所有者等を立ち合わせることができない場合、地方公共団体の職員等を立ち合わせなければならない。（関税法129条②）	搜索（臨検・差押えは規定なし）に当たり、所有者等を立ち合わせなければならない。（国犯法6条①）。 所有者等を立ち合わせることができない場合、市町村職員（都道府県職員は規定なし）を立ち合わせなければならない。（国犯法6条②）
10	領置・差押目録の謄本交付	領置・差押えに当たり、その目録を作成し、所有者等に対してその謄本を交付しなければならない。（関税法132条）	領置・差押えに当たり、その目録を作成しなければならない。物件の所持者は謄本の交付を請求できる。（国犯法7条）
11	調査のための出頭要請	犯則事件の調査のため必要があるときは、犯則嫌疑者又は参考人に対して出頭を求めることができる。（関税法119条①）	（同様の規定なし）
12	鑑定の囑託	犯則事件の調査のため必要があるときは、学識経験を有する者に領置・差押物件の鑑定を囑託できる。（関税法132条の2）	（同様の規定なし）

関税法には規定されているが、国税犯則取締法では規定を欠いている事項

(3) 間接国税に係る事項

	事 項	関税法の措置の概要	国税犯則取締法の現状
13	通告処分の対象範囲	申告納税方式の関税に係るほ脱等については、通告処分の対象外。 (他方、これらの関税については重加算税が導入されている。) (関税法12条の4、同137条、同138条)	申告納税方式の間接国税に係るほ脱等についても、通告処分の対象。(一方、これらの間接国税については重加算税が導入されていない。) (国犯法14条、同20条、同施行規則1条、国税通則法68条④)
14	告発が訴訟条件であることの明確化	申告納税方式適用の関税に関する犯則事件を除き、税関職員又は税関長の告発が訴訟条件となっている。(関税法140条)	(同様の規定なし)
15	犯則事件に係る検査拒否に対する罰則	(検査拒否に対する罰則の規定なし)	間接国税の犯則事件について、検査を拒む等の行為に対して罰則あり。(国犯法19条ノ2)